

櫛引東小いじめ防止基本方針について

「いじめ」とは...
されている人が心理的・物理的に苦痛を感じ、いじめられていると感じているものは、すべて「いじめ」です。

未然防止

- ① 児童理解の推進
- ② 道徳教育の推進
- ③ 児童の主体的な活動の推進
- ④ 教員の資質能力の向上

早期発見

- ① 日々の全職員による情報の共有
- ② アンケートの実施
- ③ 教育相談の充実
- ④ 組織的な校内巡視
- ⑤ ネットパトロール

適切な対応

- ① 正確な実態把握
- ② 組織的指導体制
(関係機関との連携)
- ③ 児童への指導・支援
- ④ 保護者との連携
- ⑤ 心のケア

いじめを絶対に許さない、いじめられている子供を守り抜く姿勢で、組織的に対応し、解決につなげていきます。

ひやかし 悪口
からかい
仲間外れ 無視
ぶつかる 隠される 等



教育相談委員会

いじめ防止
対策委員会

いじめ問題
対応委員会